

何のため、誰のための国際法？

I. 国際法とは？

国際社会の法

→国際社会とは？

→主体（権利義務の担い手）は？

国家（→国家とは何ですか？）

国際組織（→…って何ですか？）

個人（？）

II. 国際法の伝統的役割

- （ヨーロッパ）国際社会の基本的ルール
 - ・外交官の特権免除
 - ・領域主権
- 紛争の回避
 - ・在留外国人の保護
 - ・植民地獲得ルール
- 利害の調整
 - ・条約締結のルール
 - ・犯罪人引渡し
 - ・領土の譲渡
- 戦争の規制・終結

III. 国際法の現代的役割

- 国際社会のアジェンダセッティング
 - ・人民自決と非植民地化
 - ・配分的正義の達成
 - ・人権の国際的保護
 - ・自由貿易
- 共通利益の達成
 - ・集団的安全保障
 - ・環境保護
 - ・テロ犯罪の抑止
 - ・インターネット規制？

IV. アメリカの「単独行動主義」は国際法を破壊したか？

アメリカは国際法を無視したか？

イラク攻撃の論拠：「安保理が許可した」

アフガン攻撃の論拠：大規模なテロ攻撃に対する「自衛」

批判 「安保理は許可していない」、「自衛の範疇にあてはまらない」

↓

問題の本質は？

・「有権的認定者」の欠如

「誰が」アメリカの国際法違反を決定するか？

→「世論」？「国際法学者」？

→「裁判」？

→それ以外の手段は？

※国内法秩序との相違

・国際法違反は処罰されない？

安保理？

・誰がどのようにして新しい法を創設するか？

「今までのルール」が「新しいルール」に置き換わる時

※ 国際法の分権的性格

● 国際法は「未熟」「野蛮」？

● 国際社会とは何か？